

入札参加資格確認資料に係るコリンズの取扱について

お知らせ

○同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験に係る証明資料について

(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(コリンズ)の「工事カルテ受領書」又は「登録内容確認書」について、実績及び経験を証明する資料として取り扱うこととします。ただし、コリンズの登録内容だけでは京都府が求める実績及び経験などが確認出来ない場合は、従来どおりの資料提出が必要です。

注意事項

■コリンズへの虚偽登録や登録内容確認書の改ざんなど証明資料に虚偽の記載をした場合は、建設業法に基づく監督処分を行うとともに京都府の「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行います。

適用日

令和4年4月1日以降に入札公告する案件から適用

掲載日：令和4年3月1日